

令和6年11月富山県議会定例会議案

令和6年11月富山県議会定例会議案目次

議案第131号	令和6年度富山県一般会計補正予算（第7号）	1
議案第132号	令和6年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第3号）	18
議案第133号	令和6年度富山県病院事業会計補正予算（第2号）	20
議案第134号	令和6年度富山県電気事業会計補正予算（第2号）	22
議案第135号	令和6年度富山県水道事業会計補正予算（第1号）	24
議案第136号	令和6年度富山県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	25
議案第137号	富山県新川こども施設条例制定の件	26
議案第138号	富山県収入証紙条例を廃止する等の条例制定の件	30
議案第139号	富山県附属機関条例一部改正の件	33
議案第140号	県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例一部改正の件	34
議案第141号	富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の件	35
議案第142号	富山県手数料条例一部改正の件	36
議案第143号	富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件	46
議案第144号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件	49
議案第145号	工事請負契約締結に関する件（主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事）	50
議案第146号	事業契約締結に関する件（新川こども施設整備・運営事業）	51
議案第147号	工事委託契約変更に関する件（一般国道471号利賀トンネル（その2）工事）	52
議案第148号	工事委託契約変更に関する件（一般国道471号利賀トンネル（その3）工事）	53
議案第149号	工事委託契約変更に関する件（あいの風とやま鉄道線中川水系沖田川放水路工工事）	54
議案第150号	工事請負契約変更に関する件（主要地方道立山山田線道路橋りょう改築（高善寺橋）上部工工事）	55
議案第151号	不動産処分に関する件	56
議案第152号	富山県広域消防防災センター（四季防災館）の指定管理者の指定に関する件	57
議案第153号	富山県新川こども施設の指定管理者の指定に関する件	58

議案第 154 号	富山県美術館の指定管理者の指定に関する件	59
議案第 155 号	高志の国文学館の指定管理者の指定に関する件	60
議案第 156 号	富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件	61
議案第 157 号	富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館の指定管理者の指定に関する件	62
議案第 158 号	富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅の指定管理者の指定に関する件	63
議案第 159 号	富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河の指定管理者の指定に関する件	64
議案第 160 号	県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件	65
議案第 161 号	富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件	66
議案第 162 号	当せん金付証票の発売に関する件	67
報告第 19 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	68
	令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）	69
	損害賠償に係る和解に関する件	71
報告第 20 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	72
	損害賠償に係る和解に関する件	73

議案第 131 号

令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度富山県の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 819,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 632,377,185 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		145,507,273	190,909	145,698,182
	1 地方交付税	145,507,273	190,909	145,698,182
7 分担金及び負担金		3,045,727	6,079	3,051,806
	1 分 担 金	526,547	6,079	532,626
9 国庫支出金		63,892,818	456,780	64,349,598
	1 国庫負担金	22,011,000	14,620	22,025,620
	2 国庫補助金	40,190,613	440,117	40,630,730
	3 委 託 金	1,691,205	2,043	1,693,248
10 財産収入		857,141	4,616	861,757
	2 財産売却収入	279,447	4,616	284,063
11 寄 附 金		247,845	15,706	263,551
	1 寄 附 金	247,845	15,706	263,551
12 繰 入 金		26,172,132	4,500	26,176,632
	2 基金繰入金	19,089,645	4,500	19,094,145
14 諸 収 入		105,881,410	12,413	105,893,823
	5 受託事業収入	168,560	365	168,925

	7 雑 入	4,841,959	12,048	4,854,007
15 県 債		51,511,860	128,700	51,640,560
	1 県 債	51,511,860	128,700	51,640,560
補正されなかった款項に係る額		234,441,276		234,441,276
歳 入 合 計		631,557,482	819,703	632,377,185
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		27,457,006	7,100	27,464,106
	1 総 務 管 理 費	11,026,321	2,100	11,028,421
	2 企 画 費	5,762,432	5,000	5,767,432
3 民 生 費		54,188,530	531,949	54,720,479
	1 社 会 福 祉 費	37,299,382	371,110	37,670,492
	2 児 童 福 祉 費	16,488,453	160,839	16,649,292
4 衛 生 費		36,335,248	6,013	36,341,261
	1 公 衆 衛 生 費	24,257,743	200	24,257,943
	5 薬 務 費	1,289,295	3,770	1,293,065
	6 公 害 防 止 費	2,305,395	2,043	2,307,438
6 農 林 水 産 業 費		34,912,012	175,506	35,087,518
	1 農 業 費	7,651,048	72,580	7,723,628

	2 畜 産 業 費	741,307	4,525	745,832
	3 農 地 費	15,881,545	17,367	15,898,912
	4 林 業 費	7,615,130	1,584	7,616,714
	5 水 産 業 費	3,022,982	79,450	3,102,432
7 商 工 費		101,176,373	25,362	101,201,735
	2 工 鉱 業 費	4,684,537	24,000	4,708,537
	3 観 光 費	1,652,926	1,362	1,654,288
8 土 木 費		68,936,431	65,700	69,002,131
	1 土 木 管 理 費	1,168,052	9,000	1,177,052
	3 河 川 海 岸 費	18,391,934	55,000	18,446,934
	6 住 宅 費	4,644,618	1,700	4,646,318
10 教 育 費		109,703,367	8,073	109,711,440
	1 教 育 総 務 費	11,276,212	1,000	11,277,212
	4 高 等 学 校 費	28,070,931	2,255	28,073,186
	7 社 会 教 育 費	3,457,084	2,000	3,459,084
	8 保 健 体 育 費	2,476,374	2,818	2,479,192
	補正されなかった款項に係る額	198,848,515		198,848,515
	歳 出 合 計	631,557,482	819,703	632,377,185

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	広域交通対策費	356,040
		高志の国文学館管理運営費	34,900
3 民生費	2 児童福祉費	児童相談所運営費	118,000
6 農林水産業費	3 農地費	県営水利施設整備事業費	100,200
		県営農地整備事業費	1,009,000
		地すべり対策事業費	39,600
		県営農村地域防災減災事業費	418,200
		中山間地域農業農村総合整備事業費	33,000
	4 林業費	県営林道整備交付金事業費	161,000
		山のみち地域づくり交付金事業費	136,000
		県営林道開設交付金事業費	9,000
		団体営林道改良交付金事業費	124,000
		復旧治山事業費	42,000
		予防治山交付金事業費	100,000
		県単独治山事業費	35,000
		緊急治山事業費	204,000

一般会計

		地すべり防止事業費	229,000
		緊急総合治山事業費	86,000
		山地災害重点地域総合対策事業費	77,000
	5 水産業費	沿岸漁業構造改善事業費	79,450
		漁業調査船維持修繕費	14,162
		水産基盤整備事業費	138,000
		漁港・海岸整備交付金事業費	78,000
7 商工費	2 工鉱業費	富山会館事業費	10,250
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単独災害防除費	160,000
		県単独雪寒対策施設費	31,000
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	79,000
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	120,000
		県単独交通安全施設整備費	80,000
		県単独道路維持修繕費	440,000
	3 河川海岸費	県単独ダム維持管理費	40,000
		河川改修費	485,000
		県単独砂防改良費	2,000
		砂防総合交付金事業費	484,000
		砂防関係施設整備費	1,520,000

		海岸保全事業費	108,000
		港湾海岸保全事業費	20,000
	4 港 湾 費	県单独港湾運河維持修繕費	150,000
		県单独港湾改良整備費	78,000
		伏木富山港港湾公害防止対策費	27,000
		伏木富山港改良整備費	36,000
		県单独空港整備費	99,100
	5 都 市 計 画 費	組合土地区画整理事業費	115,000
		県单独都市計画街路改良費	190,000
		都市計画街路事業推進費	22,000
		街路事業費	1,890,000
		県单独都市公園施設整備費	466,400
	6 住 宅 費	公営住宅ストック整備事業費	4,000
		安全・安心とやまの住まい耐震化促進事業費	58,250
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	駐在所・交番庁舎建設費	69,650
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	学校修繕費（全日制）	201,998
		学校修繕費（定時制）	94,704
		高等学校建設事業費	758,753
		運動場等整備費	54,084

	5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	50,770
		特別支援学校建設事業費	317,053
	7 社会教育費	県立文化ホール管理運営費	10,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧費	388,346
		砂防災害復旧費	85,087
合 計			12,366,997

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	46,841	庁舎維持管理費	76,156	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう改築費	407,400	道路橋りょう改築費	4,377,400	
		県単独道路改良費	201,000	県単独道路改良費	566,000	
		道路総合交付金事業費	79,000	道路総合交付金事業費	1,368,000	
		県単独橋りょう維持修繕費	20,000	県単独橋りょう維持修繕費	159,000	
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	県単独河川維持修繕費	143,000	県単独河川維持修繕費	379,000
			県単独河川改良費	53,000	県単独河川改良費	60,000
		河川総合交付金事業費	66,150	河川総合交付金事業費	426,150	
		県単独砂防維持修繕費	15,000	県単独砂防維持修繕費	351,000	
		海岸総合交付金事業費	63,000	海岸総合交付金事業費	256,000	
		港湾海岸総合交付金事業費	16,000	港湾海岸総合交付金事業費	48,000	
	4 港湾費	港湾総合交付金事業費	61,000	港湾総合交付金事業費	448,000	
		港湾予防保全事業費	99,000	港湾予防保全事業費	569,000	
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	81,000	都市計画街路総合交付金事業費	304,000	
		都市公園総合交付金事業費	48,916	都市公園総合交付金事業費	252,000	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧費	338,800	河川災害復旧費	857,450	

一般会計

補正されなかった 事業に係る額		1,134, 474		1,134, 474
合 計		2,873, 581		11,631, 630

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県庁情報通信網関連機器整備事業	令和7年度から 令和12年度まで	178,200
富山県広域消防防災センター（四季防災館）管理事業	令和7年度	47,119
四季防災館リニューアル基本設計業務委託	令和7年度	15,000
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和7年度	88,600
県報PDFファイル編集等業務委託	令和7年度	3,600
富山県立大学情報工学部研究機材整備事業	令和7年度	629,800
施設保守管理等業務委託	令和7年度	1,073,000
法人県民税・法人事業税等申告書封入等業務委託	令和7年度	5,000
自動車税（種別割）一斉文書催告封入封緘等業務委託	令和7年度	1,100
納税通知書等作成業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	249,000
税納付金輸送業務委託	令和7年度	5,000
税務帳票印刷等業務委託	令和7年度	7,200

一般会計

性暴力被害ワンストップ支援センターとやま電話相談業務委託	令和7年度	3,100
富山県美術館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,053,594
富山県美術館企画展開催事業	令和7年度	14,300
富山県美術館広報スタッフ派遣費	令和7年度	7,910
富山県美術館企画展撤収・返却業務委託	令和7年度	3,584
富山県美術館常設展展示替え業務委託	令和7年度	1,116
高志の国文学館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	342,879
富山県こどもみらい館管理事業	令和7年度から 令和11年度まで	720,425
富山児童相談所等施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,529,000
障害者権利擁護センター夜間・休日通報受付業務委託	令和7年度	850
富山県子ども医療電話相談・救急医療電話相談事業運営委託	令和7年度	18,000
「こころ・いのちの電話」運営事業	令和7年度	24,700
精神障害者保護対策費	令和7年度	20,890

富山県国際健康プラザ管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	913,227
富山県立イタイイタイ病資料館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	100,335
富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	223,143
県単独農業農村整備事業	令和7年度	50,000
県単独治山事業	令和7年度	35,000
漁業調査船維持修繕事業	令和7年度	13,600
道路管理事業	令和7年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和7年度	65,000
積雪寒冷地道路建設機械整備事業	令和7年度	160,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和7年度	40,000
県単独交通安全施設整備事業	令和7年度	220,000
県単独ダム維持管理事業	令和7年度	50,000
県単独空港整備事業	令和7年度	50,000
富山空港整備事業	令和7年度	178,000
富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	193,083

県民公園太閤山ランド管理 事業	令和7年度から 令和11年度まで	2,015,120
情報通信技術支援員派遣事 業	令和7年度	15,185
富山県立山荘管理事業	令和7年度から 令和11年度まで	9,503
交通規制標示塗替事業	令和7年度	188,000
自動車保管場所調査事業	令和7年度	63,400
自動車保管場所データ入力 事業	令和7年度	9,300
自動車運転免許更新時講習 事業	令和7年度	58,200
自動車運転免許停止処分者 講習事業	令和7年度	29,700
自動車運転免許原付講習事 業	令和7年度	700
自動車運転免許申請等補助 事業	令和7年度	84,300

2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
県単独災害防除事業	令和7年度	15,000	県単独災害防除事業	令和7年度	130,000
県単独道路維持修繕事業	令和7年度	60,000	県単独道路維持修繕事業	令和7年度	1,410,000
県単独道路改良事業	令和7年度	313,000	県単独道路改良事業	令和7年度	353,000
県単独橋りょう維持修繕事業	令和7年度	30,000	県単独橋りょう維持修繕事業	令和7年度	180,000
県単独河川維持修繕事業	令和7年度	40,000	県単独河川維持修繕事業	令和7年度	106,000
河川改修事業	令和7年度	230,000	河川改修事業	令和7年度	270,000
港湾海岸総合交付金事業費	令和7年度	60,000	港湾海岸総合交付金事業費	令和7年度	160,000
県単独港湾運河維持修繕事業	令和7年度	20,000	県単独港湾運河維持修繕事業	令和7年度	186,000
公営住宅ストック整備事業	令和7年度	33,000	公営住宅ストック整備事業	令和7年度	78,000

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	4,127,000	106,000	4,233,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	11,000		11,000			
緊急防災・減災費	1,286,000		1,286,000			
並行在来線費	35,000		35,000			
公事共等補助費	15,344,000		15,344,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	10,722,000		10,722,000			
公園整備事業費	434,000		434,000			
公営住宅建設費	72,000		72,000			
地方道整備費	3,856,000		3,856,000			
自然災害防止費	2,799,000		2,799,000			
警察施設整備費	283,000		283,000			
高等学校整備費	2,998,000		2,998,000			
臨時高等学校費	460,000		460,000			
特別支援学校費	364,000		364,000			
地域活性化費	435,000		435,000			

施設整備補助費	224,000		224,000			
補助直轄災害復旧事業費	3,093,900		3,093,900			
単独災害復旧費	1,465,800	22,700	1,488,500			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
退職手当債	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	1,492,160		1,492,160			
計	51,511,860	128,700	51,640,560			

議案第 132 号

令和 6 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 6 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国際物流ターミナル北岸壁 管理事業	令和7年度	3,915
引船運航管理事業	令和7年度	42,800

令和 6 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県病院事業会計予算第 5 条中

富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	62,500
富山県立中央病院手術支援ロボット保守業務委託	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	90,420
富山県立中央病院医事業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	889,000

を

富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	62,500
富山県立中央病院手術支援ロボット保守業務委託	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	90,420
富山県立中央病院医事業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	889,000
富山県立中央病院高額医療器械保守点検業務委託	令和 7 年度	191,900
富山県立中央病院駐車場管理業務委託	令和 7 年度	46,900

に改める。

富山県立中央病院オンライン洋雑誌購入費	令和7年度	9,200
---------------------	-------	-------

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 134 号

令和 6 年度富山県電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県電気事業会計予算第 5 条中

低濃度 P C B 廃棄物無害 化処理業務委託費	令和 7 年度	24,882
主要変圧器更新工事費	令和 7 年度	140,899
発電所主要機器修繕工事	令和 7 年度	594,000
水車発電機細密点検工事 費	令和 7 年度	45,628
発電所及びダム設備機器 更新工事費	令和 7 年度	99,473
発電所通信環境拡充工事 費	令和 7 年度	64,854
太陽光発電所保守点検業 務委託費	令和 7 年度	6,533
発電所機器更新工事費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	46,332
秘書業務労働者派遣費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	11,398

を

低濃度 P C B 廃棄物無害 化処理業務委託費	令和 7 年度	24,882
-----------------------------	---------	--------

主要変圧器更新工事費	令和7年度	140,899
発電所主要機器修繕工事	令和7年度	594,000
水車発電機細密点検工事費	令和7年度	45,628
発電所及びダム設備機器更新工事費	令和7年度	99,473
発電所通信環境拡充工事費	令和7年度	64,854
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和7年度	6,533
発電所機器更新工事費	令和7年度から 令和8年度まで	46,332
秘書業務労働者派遣費	令和7年度から 令和9年度まで	11,398
大長谷第二発電所建屋建築工事外2件監理業務委託費	令和7年度から 令和10年度まで	16,300
施設保守管理等業務委託	令和7年度	2,200

に改める。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 6 年度富山県水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度富山県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県水道事業会計予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 4 条の 2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等業務委託	令和 7 年度	12,000

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 6 年度富山県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 6 年度富山県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 800,454 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 767,154 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 58,508 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 25,208 千円」に改め、同条の資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,602,634千円	33,300千円	2,635,934千円
第 3 項 補 助 金	23,900千円	33,300千円	57,200千円

第 3 条 予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 4 条の 2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
漏水検知システム運用業務委託	令和 7 年度	7,900
施設保守管理等業務委託	令和 7 年度	12,800

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 137 号

富山県新川こども施設条例制定の件

富山県新川こども施設条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県新川こども施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、富山県新川こども施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 こどもに多様な遊びの機会と場を提供するとともに、地域との連携を図り、もってこどもの心身の健やかな成長及び地域の活性化に寄与するため、富山県新川こども施設（以下「こども施設」という。）を設置する。

(位置)

第 3 条 こども施設は、魚津市に置く。

(施設)

第 4 条 こども施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 屋内遊戯施設
- (2) 芝生広場
- (3) その他こども施設の設置の目的を達成するために必要な施設

(事業)

第 5 条 こども施設は、こどもの遊び場を提供する事業その他こども施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(地域との連携)

第 6 条 こども施設は、前条に規定する事業を行うに当たっては、地域の多様な主体との十分な連携に努めるものとする。

(指定管理者による管理)

第 7 条 知事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」とい

う。)にこども施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) こども施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) こどもの遊び場を提供する事業に関する業務
- (3) 第14条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他こども施設の管理に関して知事が必要と認める業務

(休場日)

第9条 こども施設の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日以外の日に休場し、又は休場日に開場することができる。

- (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開場時間)

第10条 こども施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(入場の拒否及び制限)

第11条 指定管理者は、こども施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否することができる。

- (1) 他の入場者に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 指定管理者は、こども施設の管理上必要があると認めるときは、入場を制限することができる。

(遵守事項等)

第12条 こども施設に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の入場者に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。

(4) その他知事が特に指示した事項

2 知事は、こども施設に入場した者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(入館者の範囲等)

第13条 屋内遊戯施設に入館することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者の同伴者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他こども施設の設置の目的から知事が適当と認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が屋内遊戯施設に入館するときは、同項第2号に掲げる者が同伴しなければならない。

(利用料金)

第14条 屋内遊戯施設に入館しようとする者（第16条第1号において「利用者」という。）は、指定管理者に屋内遊戯施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。

(2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第14条第2項及び第15条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第14条第2項及び第15条の規定の例により、行うことができる。

別表 (第14条関係)

種別	単位	金額
入館料	1人1回につき	200円

備考 第13条第1項第1号に掲げる者に係る入館料は、無料とする。

議案第 138 号

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例制定の件

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例

(富山県収入証紙条例の廃止)

第 1 条 富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）は、廃止する。

(富山県特別会計条例の一部改正)

第 2 条 富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第20号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条中「第13号」を「第12号」に改める。

(富山県手数料条例の一部改正)

第 3 条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、手数料は、それぞれ当該各号に定める方法により徴収することができる。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号）第 6 条第 1 項又は富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等を行う場合 規則で定める方法

(2) 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた手数料を徴収する場合 同法第 231 条の 2 の 5 第 1 項の規定による納付の方法

第 5 条中「当該事務が終了したときに徴収することができる」を「この限りで

ない」に改める。

別表第1の65の項中「（平成14年法律第151号）」を削る。

第4条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和13年4月1日

（富山県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の富山県収入証紙条例第4条第1項に規定する収入証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた収入証紙（消印された収入証紙又は損傷し、若しくは著しく汚染した収入証紙を除く。以下同じ。）は、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例により使用することができる。

3 収入証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、施行日から令和12年9月30日までの間、これを知事に返還して、券面金額の合計金額の還付を受けることができる。

4 売りさばき人は、施行日前に買い受けた収入証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年9月30日までに当該返還をした者に対し、当該収入証紙の額面金額から当該収入証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

（富山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

5 富山県収入証紙特別会計の令和12年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

6 富山県収入証紙特別会計の令和12年度の出納の完結の際、この会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

(富山県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第4条の規定による改正前の富山県手数料条例別表第2に掲げる手数料については、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

議案第 139 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表富山県新川こども施設 P F I 事業者選考審査会の項を削り、同表富山県武道館 P F I 事業者選考審査会の項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の次に「（平成11年法律第 117 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 140 号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「職」の次に「及び人事管理上の必要性に鑑み、職員の退職の日
に限り臨時的に置かれる職」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 141 号

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の件

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年富山県条例第61号）
の一部を次のように改正する。

本則第 1 号を次のように改める。

(1) 一般財団法人富山県消防設備保守協会

本則第 6 号を次のように改める。

(6) 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター

本則中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号中「社団法人富山県畜産振興
協会（昭和31年 3 月13日に社団法人富山県畜産会という名称で設立された法人をい
う。）」を「公益社団法人富山県畜産振興協会」に改め、同号を第11号とする。

附 則

この条例は、令和 6 年12月20日から施行する。

議案第 142 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の19の項中「2,000 円」を「2,300 円」に、「4,000 円）」を「4,300 円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあっては、1,900 円（旅券法第20条第 2 項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900 円）」に改め、同表の 128 の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,700 円」を「22,000円」に改め、同表の 129 の項中「大麻草採取栽培者名簿の」を「第一種大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に改め、同表の 130 の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許再交付手数料」に改め、同表の 314 の 2 の項中「第18条第 4 項」を「第18条第 5 項」に改め、同表の 315 の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の 316 の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表の 317 の項中「第18条第24項第 1 号若しくは第 2 号」を「第18条第38項第 1 号若しくは第 2 号」に改め、同表の 358 の項及び 359 の項中「33,000円」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあっては、26,500円）」を加え、同表の 389 の17の項中「第18条第 18項」を「第18条第22項」に改め、同表の 437 の項中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第 105 号）」を加え、同表の 440 の項中「7,650 円」を「7,450 円」に改め、同表の 440 の 2 の項中「3,900 円」を「3,950 円」に、「6,400 円」を「6,950 円」に、「3,750 円」を「3,850 円」に、「4,550 円」を「4,650 円」に

改め、同表の 441 の項中「2,850 円」を「3,100 円」に、「1,400 円」を「1,350 円」に改め、同表の 442 の項を次のように改める。

<p>442 道路交通法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定に基づく運転免許証の交付</p>	<p>運転免許証交付手数料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 2,350 円（道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（443の2の項において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、2,100 円）。ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（443の2の項において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2,150 円に、与える免許1種類ごとに</p>
--	-------------------	--

		200円を加算した額) イ 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 2,550円 (2) 仮運転免許 1,100円
--	--	---

別表第1の443の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の443の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表の443の5の項とし、同表の443の3の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表の443の4の項とし、同表の443の2の項を同表の443の3の項とし、同表の443の項の次に次のように加える。

443の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え（道路交通法施行令第43条第4項で定める者に係る記録又は書換えを除く。）	特定免許情報記録手数料	(1) 道路交通法第95条の2第3項の規定による記録 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 1,550円（特定試験免除者に係る記録にあっては、1,350円）。ただし、複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加算した額 イ 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この項及び449の項において「更新時
--	-------------	--

不交付申出」という。)をする場合 800 円
ウ 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合

1,500 円（道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100 円）

(2) 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え 1,550 円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換えにあっては、100 円）。ただし、複数免許取得者（免許証

		(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加算した額
--	--	---

別表第1の445の項中「23,400円」を「23,750円」に改め、同表の447の項中「14,550円」を「15,100円」に改め、同表の448の項中「4,400円」を「5,050円」に改め、同表の449の項及び449の2の項を次のように改める。

449 道路交通法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証等の更新	運転免許証等更新手数料	(1) 免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下この項において「経由申請」という。)をする場合 2,750円 イ 更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。) 1,300円 ウ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれ
--	-------------	---

れをもしない場合
2,850 円

(2) 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 経由申請をする場合であって、道路交通法第 101 条の 2 の 2 第 3 項の規定による申出（以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000 円

イ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 1,950 円

ウ 経由申請をしない場合 2,100 円

(3) 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500 円

イ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850 円

		ウ 経由申請をしない 場合 2,950 円
449 の 2 道路交通法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく運転免許証等の更新の申請に係る経由	運転免許更新申請 経由手数料	(1) 経由地書換申出をす る場合 1,700 円 (2) 経由地書換申出をし ない場合 750 円

別表第 1 の 449 の 3 の項中「第 104 条の 4 第 6 項（同法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 105 条の 2 第 2 項」に、「1,100 円」を「1,150 円」に改め、同表の 449 の 4 の項中「第 104 条の 4 第 7 項（同法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 105 条の 2 第 5 項」に、「1,100 円」を「1,150 円」に改め、同項を同表の 449 の 5 の項とし、同表の 449 の 3 の項の次に次のように加える。

449 の 4 道路交通法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録 手数料	900 円（道路交通法第 105 条の 2 第 2 項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第 5 項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100 円）
---	-----------------	---

別表第 1 の 450 の項中「2,350 円」を「2,250 円」に改め、同表の 451 の項中「第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 750 円」を「第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 850 円」に、「2,350 円」を「2,400 円」に、「4,450 円」を「4,650 円」に、「3,500 円」を「3,800 円」に、「2,800 円」を「3,050 円」に、「4,150 円」を「4,300 円」に、「4,000 円」を「4,200 円」に、「1,500 円」を「1,750 円」に、「3,100 円」を「3,200 円」に、「1,400 円」を「1,850 円」に、「第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 750 円」を「第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 900 円」に、「2,150 円」を「2,300 円」に、「2,050 円」を「2,150 円」に、「2,700 円」を「2,850 円」に、「2,550 円」を「2,700 円」に、「2,450 円」を「2,550 円」に改め、「500 円」の次に「（都道府県公安委員会の使用に係る電子

計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）」を、「800円」の次に「（オンライン講習にあっては、200円）」を加え、

		ウ 違反運転者等に係るもの 1,350円 （道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者にあっては、800円）
--	--	---

を

		ウ 違反運転者等のうち特定基準不該当者（道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないものに係るもの 1,400円 エ 違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに係るもの 800円（オンライン講習にあっては、200円）
--	--	--

に、「もの 6,450円」を「もの 6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める講習 9,050円」を「自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含むもの 12,900円」に、「ア以外のもの 12,500円」を「実車等指導を含まないもの 9,350円」に、「2,250円」を「2,600円」に、

	<p>(15) 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 2,000 円</p> <p>(16) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習 6,450 円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額</p>
--	--

を

	<p>(15) 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 2,100 円</p> <p>(16) 法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 2,050 円</p> <p>(17) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習 6,600 円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額</p>
--	---

に改め、同表の 452 の項中「900 円」を「1,000 円」に改める。

別表第 3 の 13 の項中「2,350 円」を「2,400 円」に改め、同表の 14 の項中「2,150 円」を「2,300 円」に、「2,050 円」を「2,150 円」に、「2,700 円」を「2,850 円」に、「2,550 円」を「2,700 円」に、「2,450 円」を「2,550 円」に改め、同表の 15 の項中「2,250 円」を「2,600 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の314の2の項から317の項まで、389の17の項及び437の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1の128の項から130の項までの改正規定 令和7年3月1日

(3) 別表第1の358の項及び359の項の改正規定 令和7年4月1日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 143 号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年富山県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「」の」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号から第4号までを削り、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2項第5号中「第1号及び前2号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第1号に」を「同条第1号に」に、「第3号」を「同条第3号」に、「前号」を「同条第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 144 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

（富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「654 床」を「656 床」に、「16 床」を「12 床」に改める。

第 2 条 第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「12 床」を「8 床」に、「2 床」を「3 床」に改める。

第 3 条 第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「656 床」を「655 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 145 号

工事請負契約締結に関する件

主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事 |
| 2 工事の場所 | 富山市辻ヶ堂～水橋辻ヶ堂地内 |
| 3 契約金額 | 4,378,000,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 川田建設・佐藤工業主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築
今川橋上部工工事共同企業体
代表者
南砺市苗島4760番地
川田建設株式会社北陸支店
共同企業体構成員
富山市桜木町1番11号
佐藤工業株式会社北陸支店 |
| 6 完成期日 | 令和11年3月27日 |

議案第 146 号

事業契約締結に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号）第 5 条第 2 項第 5 号に規定する事業契約を次のとおり締結するものとする。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 新川こども施設整備・運営事業 |
| 2 | 事業の場所 | 魚津市宮津 110 新川文化ホール敷地内 |
| 3 | 契約金額 | 5,175,999,180円 |
| 4 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市布瀬本町 4 番 8
にいかわサークルパートナーズ株式会社 |
| 6 | 契約期間 | 契約締結の日から令和24年 3 月31日まで |

議案第 147 号

工事委託契約変更に関する件

令和 3 年 6 月定例県議会において議決を経た一般国道 471 号利賀トンネル（その
2）工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契 約 金 額	変更前	1,217,888,650円
	変更後	1,362,270,646円
2 完 成 期 日	変更前	令和 7 年 3 月 31 日
	変更後	令和 8 年 3 月 31 日

議案第 148 号

工事委託契約変更に関する件

令和 4 年 6 月定例県議会において議決を経た一般国道 471 号利賀トンネル（その
3）工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契 約 金 額	変更前	626,616,210円
	変更後	772,972,208円
2 完 成 期 日	変更前	令和 7 年 3 月 31 日
	変更後	令和 8 年 3 月 31 日

議案第 149 号

工事委託契約変更に関する件

令和 3 年11月定例県議会において議決を経たあいの風とやま鉄道線中川水系沖田川放水路工工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完 成 期 日	変更前	令和 7 年 7 月31日
	変更後	令和 8 年 3 月31日

議案第 150 号

工事請負契約変更に関する件

令和 4 年 9 月定例県議会において議決を経た主要地方道立山山田線道路橋りょう改築（高善寺橋）上部工工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	556,094,000円
	変更後	585,022,900円

議案第 151 号

不動産処分に関する件

旧富山県立水橋高等学校用地を次のとおり処分するものとする。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 富山市水橋伊勢屋外地内
学校用地 55,593.91平方メートル
- 2 相手方 富山市
- 3 物件の用途 義務教育学校等公共施設用地
- 4 売却金額 277,969,550円

議案第 152 号

富山県広域消防防災センター（四季防災館）の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県広域消防防災センター（四季防災館）

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県消防協会

富山市惣在寺1090番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

議案第 153 号

富山県新川こども施設の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県新川こども施設

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

にいかわサークルパートナーズ株式会社

富山市布瀬本町 4 番 8

3 指定の期間

供用開始の日から令和24年 3 月31日まで

議案第 154 号

富山県美術館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富山FSパートナーズ

代表者

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

構成員

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

三幸株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 155 号

高志の国文学館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

高志の国文学館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 156 号

富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県こどもみらい館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

議案第 157 号

富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県健康づくり財団

富山市友杉 151 番地

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 158 号

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅の指定管理者
の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設
の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

蓮町創業支援拠点運営共同体

代表者

株式会社バロン

富山市北代5298番地

構成員

合同会社シェアライフ富山

富山市奥井町10番24号

株式会社ATOMica

宮崎県宮崎市橋通西三丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館 8 階

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 159 号

富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県富岩運河環水公園

富岩運河環水緑地

富岩運河（知事が指定した区域に限る。）

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

環水共創パートナーズ

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

有限会社金岡造園

富山市神通本町二丁目 4 番30号

株式会社飛鳥ガーデン

富山市茶屋町 103 番地

株式会社久郷一樹園

富山市丸の内三丁目 2 番 6 号

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 160 号

県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園太閤山ランド

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

議案第 161 号

富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立山荘

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東洋サービス北陸

富山市千歳町一丁目 6 番18号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

議案第 162 号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法（昭和23年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

発 売 総 額 100 億円以内

報告第 19 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 64 号

令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度富山県の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 646,057 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 631,557,482 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 6 年 10 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		63,246,761	646,057	63,892,818
	3 委託金	1,045,148	646,057	1,691,205
補正されなかった款項に係る額		567,664,664		567,664,664
歳 入 合 計		630,911,425	646,057	631,557,482
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		26,810,949	646,057	27,457,006
	6 選挙費	621,339	646,057	1,267,396
補正されなかった款項に係る額		604,100,476		604,100,476
歳 出 合 計		630,911,425	646,057	631,557,482

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
63	令和 6 年 9 月 7 日に氷見市大浦地内で発生した警察活動中の車両の損傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 21,527円	令和 6 年 10月 8 日
68	令和 6 年 7 月 8 日に県道富山上滝立山線富山市小泉町地内で発生した道路側溝蓋の落下による歩行者の負傷	茨城県取手市在住 1 名	県が支払う額 4,920円	令和 6 年 10月 21 日
69	令和 6 年 7 月 26 日に伏木富山港（伏木地区）臨港道路 1 号線高岡市材木町地内で発生した道路側溝蓋の接触による車両の損傷	東京都港区 共栄火災海上保険 株式会社 高岡市在住 1 名	県が支払う額 100,738円	令和 6 年 10月 21 日
70	令和 6 年 8 月 12 日に県道宇奈月大沢野線中新川郡上市町中村地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	埼玉県日高市在住 1 名	県が支払う額 36,096円	令和 6 年 10月 21 日
71	令和 6 年 8 月 31 日に一般国道 304 号南砺市下梨地内で発生した落石の接触による車両の損傷	南砺市 荒井建設合資会社 南砺市在住 1 名	県が支払う額 182,500円	令和 6 年 10月 21 日

報告第 20 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
62	平成23年 9 月 2 日に下新川郡入善町 栲山地内で発生した警察車両の交通 事故	福井県福井市在住 1 名	県が受け取る額 51,975円	令和 6 年 10月 8 日
65	令和 6 年 5 月31日に魚津市北鬼江地 内で発生した警察車両の交通事故	魚津市在住 1 名	県が受け取る額 166,276円	令和 6 年 10月 9 日
66	令和 6 年 7 月22日に富山市西田地方 町地内で発生した警察車両の交通事 故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 56,023円	令和 6 年 10月 9 日
67	令和 6 年 8 月21日に黒部市三日市地 内で発生した警察車両の交通事故	黒部市在住 1 名	県が受け取る額 130,504円	令和 6 年 10月 9 日
72	令和 6 年 6 月26日に富山市秋ヶ島地 内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 119,119円	令和 6 年 10月24日
73	令和 6 年 9 月17日に魚津市本江地内 で発生した警察車両の交通事故	魚津市在住 1 名	県が受け取る額 316,907円	令和 6 年 10月24日